

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要である。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することは限界にあり、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつある。

教育は、未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要がある。そのためには、教育予算を国全体としてしっかりと確保し、充実させる必要がある。

よって国においては、下記事項について特段の措置がなされるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費について、国の責務として必要な財源を確保すること。
- 2 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
文部科学大臣	渡海紀三朗様